

当組合の「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

この度、当JAは「経営者保証に関するガイドライン研究会」※¹が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための体制整備を実施しました。

今後、お客様との保証契約の締結や保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて誠実に対応するよう努めてまいります。

※¹ 全国銀行協会および日本商工会議所が事務局となっている団体です。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人と個人の一体性が解消されている、または解消等を図ろうとされている農業者等からご融資（資金調達）の要請を受けた場合には、法人の経営状況、資金使途、回収の可能性等の分析による総合的な判断により、経営者の保証を求めない可能性やそれに替わる融資手法を活用する可能性について申込者様の意向も踏まえ検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (ア) 農業者等との間で保証契約を締結する場合、主たる債務者と保証人に対し、保証契約を締結する必要性等について丁寧かつ具体的に説明を行います。
- (イ) 保証額の設定については、農業法人等の事業に対する取組意欲を阻害しないよう形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産、収支状況、融資額、主たる債務者の信用状況、担保の設定状況のほか、主たる債務者と保証人の適時適切な情報開示の姿勢など総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (ア) 農業者等から既存の保証契約の解除・変更等の申し入れを受けた場合は、改めて経営者保証の必要性等の検討を行います。また検討結果について主たる債務者・保証人に対し丁寧かつ具体的に説明を行います。
- (イ) 事業承継が行われた場合、従前の経営者が負担している保証債務について、当然に後継者に引き継がせるのではなく、改めて保証契約引継ぎ等の必要性について検討を行います。また検討結果について主たる債務者・後継者に対し丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、従前の経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について検討を行い適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する場合の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことが可能な残存資産の範囲について、必要に応じて顧問弁護士等の専門家と連携しつつ、保証人の保証履行能力、保証人の経営者としての経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。